

平成23年度行政課題研究会報告

子育て支援を考える～政策法務の視点から～

彩の国さいたま人づくり広域連合では、自治体が直面する、あるいは今後予想される行政課題について、有識者とともに問題点を明らかにし、今後の方向性や解決策を検討する行政課題研究会を実施しています。

今年度は、関東学院大学法学部教授の出石稔氏を講師にお迎えし、埼玉県内における少子化の現状と課題を踏まえながら、子どもを生み、育てやすい環境を実現するための方策を検討しました。

研究会は、8月から10月にかけて3日間の日程で実施。県、市町併せて12名の職員が参加し、3チームに分かれて、それぞれ条例案を作成しました。以降、各チームがとりまとめた条例案を掲載します。

1 あせろら市子育て支援条例

グループメンバー（左から）

ふじみ野市子育て支援課
埼玉県用地課
川越市障害者福祉課
朝霞市建築課

能勢 亜貴子
村上 慎
吉田 英仁
齋藤 誠

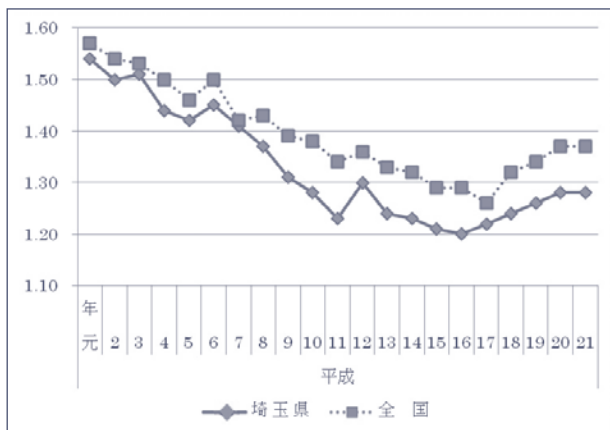


(1) 条例案の提案理由

埼玉県の少子化が進んでいる。平成21年の合計特殊出生率は1.28と全国平均の1.37を0.09ポイント下回っている。

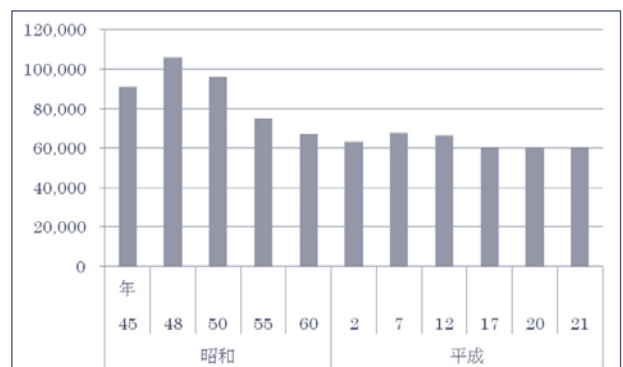
未婚化・晩婚化も進んでおり、平成21年の出生数は59,725人と第2次ベビーブーム時である昭和48年の106,008人と比較すると4割以上も減少している。将来の社会の担い手である子どもの数が減少していることは、いびつな人口構成の要因となり、将来に大きな不安をもたらすことになる。

【図表1】合計特殊出生率（全国・埼玉県）



出典 埼玉県ホームページ

【図表2】出生数（埼玉県）



出典 埼玉県ホームページ

少子化の進行には複数の要因があるが、我々のグループでは、特に、女性が置かれている環境に着目し、その改善を図ることで少子化の一因を解消しようと考えた。つまり、女性、とりわけ働く女性が子育てをするには、未だ改善すべき状況が多々あると考えたのである。

現代の働く女性を取り巻く環境を考えると以下のような課題が見受けられる。

- ①待機児童が多く、保育所等に入れない。
- ②核家族化が進み、夫以外の家族の支援を受けられない。
- ③夫についても、長時間労働を強いられる環境にいると妻を支援できない。また、家事や子育てに非協力的な夫も少なくない。
- ④雇用環境が厳しく、正社員でないと育児休業も取得できない。中小企業では代替要員がおらず、育児休業を取得しづらい。
- ⑤地域とのつながりが希薄になり、家族以外の支援が得られない。

我々は上記のような課題を踏まえ、働く女性の環境を改善するための条例案の作成に取り組むこととした。

(2) 条例の特徴

条例の作成に当たっては、(1)の提案理由の中で述べた課題を解決するために、関係するあらゆる人を条例の対象に組み込むこととした。

具体的な手続等を定めた条例というよりは、理念的な側面が強い条例ではあるが、働く女性の環境改善という目的を達成するため、一部、手続き等への義務的な参加も求めている。

有効性・効率性・協働性などの要素を重視し、働く女性の子育てをコミュニティ全体で支援する機運が盛り上がるよう、主体ごとの役割を明確にし、市全体での取組となるよう配慮した。

(3) 条例の内容 (逐条解説)

あせろら市子育て支援推進条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを産み育てることを望む女性が、その置かれている環境を原因として子どもを産み育てることをあきらめることがないように、社会全体で支援する仕組みづくりに取り組むことを明らかにすることにより、すべての女性が安心して子どもを産み育てることができる社会を実現することに寄与することを目的とする。

【趣旨】

子育て支援推進条例を新たに定める目的を示したものである。この目的に沿って、次条以下で具体的な取組を定めるものである。

【解釈】

本条例は、すべての女性が安心して子どもを産み育てることができる社会を実現することを目的とするものである。子どもを産み育てるには、経済的負担はもちろんのこと、多くの労力を要し、制約が生じることにもなる。子どもは次世代を担う人材であるとの観点から、家庭内だけではなく、社会全体で女性の子育てを支援していく仕組みをつくる必要がある。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て支援 子どもを産み、育てる家庭に対する支援、市民の就業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備、子どもが健やかに生まれ、かつ、養育される環境づくりのための取組をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 事業者等 市内に存する事業者、その他の団体及びその連合団体をいう。

(4) 子育て支援機関 市内で子育て支援を行う、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

【趣旨】

本条例中使用される主な用語について、その定義を定めるものである。

【解釈】

「子育て支援」としては、家庭に対する経済的支援や医療体制の整備、働きながら子育てをしたいと考える女性への雇用の確保、子育てに関する様々な不安や障害に対する支援等を行うものである。

「子ども」の定義は法律によって異なるところであるが、本条例では「子ども」とは父母その他の保護者の養育を必要とする者との考えから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の定義と同様に18歳未満の市民を対象とする。

「事業者等」は、市内で営利、非営利を問わず事業を行うもの、その他就業者の雇用環境に関して影響を持つあらゆる団体等を含むものである。

「子育て支援機関」とは、保育所や児童センター等の児童福祉施設や、幼稚園、小学校及び中学校などの学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他NPOなどで子育て支援活動に従事している団体等をいう。

（基本理念）

第3条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 子どもを産み、育てることは、一義的には親となる個人の自由かつ責任ある判断に委ねられるものであり、子育ての喜びと責任について、父母その他の保護者の理解がより深まるよう考慮すること。
- (2) 子どもは次代の社会の担い手であり、子育ては父母その他の保護者だけの責務ではなく、社会全体で協力して担うべき責務であるという理解を前提に、市、事業者等、子育て支援機関及び市民が相互に連携し、協力して取り組むこと。

(3) 事業者等は、子どもを産み育てることを望むすべての就業者に対し、その意思を最大限尊重し、協力することが求められること。

(4) 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。

【趣旨】

本条は、本条例の基本理念について規定するものである。市が取り組む子育て支援策の根本となる考え方であり、あらゆる施策の実施に当たり本条の基本理念に反するところがないかの検証を行う必要がある。

【解釈】

第1号は、親が子どもの成育について第一義的な責任を有するものであり、最も重要な責務を負うものであることを確認するものである。子を産むことは個人の自由ではあるが、同時に子どもという新たな人格に対し、父母その他の保護者は健全な成長が実現されるよう努めなければならない。子どもの健全育成のためには、子育てに対する理解や成熟が重要なことから、父母その他の保護者に対する教育その他の支援が必要となる。

第2号は、子どもは次代の社会の担い手であるとの見方から、子育てを社会全体で支援すべきであるとの考えを示すものである。子育て支援の役割を、市や子育て支援機関といった従来からの支援団体に限定することなく、事業者や市民にも対象を広げ、社会全体で子育て支援に前向きに取り組むべきとの考え方を提案するものである。

第3号は、ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要な役割を担う事業者等に求められる責任について定めるものである。事業者等も市というコミュニティの一員であり、子育てを社会全体で支援するコミュニティを実現するため、一定の役割や努力を求めることとしたものである。

第4号は、市民の多様な価値観が尊重されるべきであることを確認するものである。市では子育て支

援に積極的に取り組むことを目指して本条例を定めることとしたが、家庭及び子育てに関する考え方は多種多様であり、個人の価値観によって差別的な扱いが行われることは認められない。それぞれの市民の価値観を尊重した上で、子育て支援に協力的かつ積極的な市民の共同体を形成することを目指すものである。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国や県と連携し、事業者等、子育て支援機関及び市民と協力し、すべての女性が安心して子供を産み育てることができるとする社会を実現するために必要な各種の施策に取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、子育て支援を行うために市が果たすべき役割について規定するものである。市は本条例の趣旨にのっとり、各種の施策に取り組む義務を負う。

【解釈】

市は、国や県と連携し、子育て支援のための各種施策に取り組むものである。また、事業者等、子育て支援機関及び市民に働きかけ、様々な施策を総合的に実施していく責任がある。市には子育て支援に積極的な地域社会を実現するためのコーディネーターとしての役割が求められる。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、自らが雇用する、またはこれから雇用することが見込まれる就業者の就業環境が、子どもを産み育てる上で障がいとなることがないように、最大限配慮するよう努めるものとする。
2 事業者等は、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者等に求められる役割を規定するものである。子育て支援の推進に当たっては父母その他の保護者の就業環境の改善が重要な要素となることから、雇用主である事業者等の責務について特に

定めるものである。

【解釈】

第1項は、雇用者たる事業者等に求める役割を定めるものである。子育てと就業活動を両立していくには、子育てをする父母その他の保護者の努力はもちろん必要だが、雇用をする事業者等の果たすべき役割が非常に重要となる。事業者等は経営者としての立場からの判断だけではなく、雇用者としての立場から就業者の生活に対し一定の配慮をすることが求められる。

第2項は、事業者等に市が実施する施策への協力を求めるものである。子育て支援に積極的な地域社会を実現するために、雇用者として就業者の生活に大きな影響力を持つ事業者等の協力を得ることが欠かせないとして本規定を定めるものである。

(子育て支援機関の責務)

第6条 子育て支援機関は、子どもを育てる父母その他の保護者が、就業と子育てを両立して生活を送ることができるよう、良質かつ十分なサービスを提供することに努めるものとする。
2 子育て支援機関は、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、先に示した理念を、子育て支援機関の責務として具体的に規定することで、その実現を目指すものである。

【解釈】

第1項では、本条例の理念実現のための具体的な目的と手段を規定した。すなわち、目的としては「子どもを育てる父母その他の保護者が、就業と子育てを両立して生活を送ることができる」こと、また手段としては「良質かつ十分なサービスを提供すること」である。

目的の範疇においては、子育てと就業との両立に特に限定して解釈するものではなく、本条文は例示規定とし、第1条（目的）に鑑み広くワーク・ライフ・バランスや、女性の社会進出等の促進に寄与す

るよう運用することを目指すものとする。

第2項で、子育て支援機関と市の協力関係を特に明文化したのは、市の子育て支援施策の実行性の向上に資することを目的としている。

(市民の責務)

第7条 各市民は、子どもを産み育てることが次代の社会の担い手を育成することであることを理解し、子どもが健やかに育つために、子育てを行う父母その他の保護者に対し協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、「子育て」の崇高な意義を現代社会に即して再規定するとともに、子育て家庭の経済的、社会的、または文化的な困窮の原因の多重構造的な側面に思いをいたし、その解決のための方途としてまずは自助と共助、その後には公助といった役割分担と優先順位の考え方を明らかにするものである。

【解釈】

第1項は、市民の自助努力と共助社会の実現を目指すものである。

なお、市は、本項を根拠にいかなる子育て支援施策推進の努力義務をも免れ得るものと解すものではない。

第2項は、各市民の責務を規定し、子育て支援行政の民主的な運用を図るものである。

(基本計画)

第8条 市長は、子どもを産み育てることを望む女性への子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子育て支援に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援に関する

る施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめあせろら市子育て支援推進審議会の意見を聴くほか、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【趣旨】

この「基本計画」の規定は、本条例において規定する手続きのうち、条例運用の実効性を担保するために最も重要なものとして設けられている。

すなわち、子育て支援施策の中長期的スパンでの一貫かつ継続的な取組の必要性和、財政運用的な許容性、及び市民への説明責任の観点から取り組むべきであることを定めているのである。

【解釈】

第1項は、市長が基本計画を定めるべきことを規定し、併せてその目的を明記している。

第2項は、基本計画が備えるべき項目につき指定するものである。

第3項は、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう市長に課すことで、当該計画が真に市民の期待に沿うものとなるよう計画策定のプロセスを定めるものである。

第4項は、市長が情報公開制度の趣旨にのっとり、市民に対して積極的に当該基本計画の周知・徹底を図るよう求めるものである。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、事業者等、子育て支援機関及び市民が行う子育て支援を促進するため、情報の提供、助言、研修又は交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、父母その他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るための施策を推進するものとする。

【趣旨】

前条の基本計画と、必要に応じて策定されるその実施計画に基づき、市が具体的な事業として実施すべき施策の内容について規定するものである。

【解釈】

第1項は、市が市民等に対して支援すべきことを例示をもって定めている。

第2項は、市の市民等に対する支援の取組のうち、特に財政的負担措置を前提とする施策について、その根拠となるよう明文規定を設けたものである。前項同様、具体的には別に定める基本計画等に委任するところとされる。

(就業活動と子育てとの両立のための措置)

第10条 市は、父母その他の保護者の就業活動と子育ての両立が図られるよう、事業者等が行う雇用環境の整備について必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者等がその就業者の子育て支援を推進するために特別な経済的な負担を負う場合には、一定の財政上の支援をすることができる。

【趣旨】

本条は、事業主が雇用者に対して行う子育て支援を市が支えていくことを定めている。

【解釈】

第1項は、事業者等が行う雇用環境の整備に対して市が支援することを規定している。子育てと仕事を両立させようとする保護者にとって勤務中の子どもの処遇が大きな課題であることから、市は、第16条に規定する認証・表彰制度を活用して子育て支援に積極的に取り組む事業者等を広く支援していく。

第2項は、事業者等が子育て支援を行う上での財政的な負担を軽減するためのものである。

(推進体制の整備)

第11条 市は、子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、事業者等、子育て支援機関及び市民が連携することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、子育て支援に関わる各関係機関の連携について定めている。

【解釈】

子育て支援に関わる各主体が連携していくため、市はネットワークづくりや活動の場として公共施設を提供する等の支援を行う。

(啓発活動)

第12条 市は、子育て支援についての事業者等、子育て支援機関及び市民の関心と理解を深めるとともに、子育て支援への積極的な参加を促進するため、子育て支援月間を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、子育て支援施策の普及促進について定めている。

【解釈】

子育てしやすい環境を作っていくためには、関係各機関や市民に子育て支援についての理解を深めてもらうことが大切であることから、市民等の積極的な参加を促すために広報等の取組を行う。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、子育て支援に関し市が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、基本計画等に基づき行った施策につき報告することについて定めている。

【解釈】

市が実施した具体的な事業の検証を行い、翌年以降更に効果的な施策を実施していく。

(活動計画策定指針)

第14条 市長は、子育て支援の総合的な推進を図るため、次条第1項の子育て支援活動計画の策定に関する指針(以下「活動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 活動計画策定指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子育て支援の実施に関する基本的事項
- (2) 子育て支援の内容に関する事項
- (3) その他子育て支援の実施に関する重要事項

3 市長は、活動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市が子育て支援活動計画の策定に関する指針について策定することを定めている。

【解釈】

第1項は、事業者等や子育て支援機関が策定する「子育て支援活動計画」の策定に関する指針を市が定めることを規定する。子育てに関する問題に対応していくためにはすべての者が自主的かつ積極的に取り組む必要がある。活動計画策定指針の作成・公表は、子育て問題の現状に対する理解と認識を深め、子育て支援の協働を促進することになる。

第2項は、活動計画策定指針に定めるべき事項について規定している。市が子育て支援に関する施策を推進する場合には、子育て支援を専門に行う機関だけでなく、事業者等も含め市全体で総合的に行うよう努めることが必要である。

第3項は、子育て支援の取組の計画的な推進を内外に明らかにするため、活動計画策定指針を定めたとき、遅滞なく公表しなければならないことを規定する。また、必要に応じて見直しをし、変更したときは市全体の子育て支援に関わることであるため遅滞なく公表するとともに関係団体には別途通知する。

(子育て支援活動計画)

第15条 事業者等及び子育て支援機関は、市長が別に定めるところにより、活動計画策定指針に基づき、子育て支援に関する活動計画(以下「子育て支援活動計画」という。)を策定し、市長に提出するものとする。

2 事業者等及び子育て支援機関は、市長が別に定めるところにより、子育て支援活動計画の実施状況を、市長に報告するものとする。

3 市長は各事業者等から提出された子育て支援活動計画及び実施状況を取りまとめ、年に1回公表するものとする。

【趣旨】

事業者及び子育て支援機関が策定する子育て支援に関する活動計画について定めている。

別途市長の定める規定により、市長に提出及び実施状況の報告をさせることで事業者等及び子育て支援機関の子育て支援の実施について、実効性を高めることをねらいとする。

【解釈】

第1項は、事業者等及び子育て支援機関が、子育て支援活動計画を策定し、市長に提出することを定めている。

事業者等は、本条例の第5条で定めるとおり就業と育児の両立を図るために必要な雇用環境の整備等について、子育て支援活動計画を定める必要がある。計画内容及び事業活動は、関係法令(「次世代育成支援対策推進法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等)に照らし適正でなければならない。また、市長が別に定めるところにより、事業者のうち従業員数が少数であり事業規模が小さい場合は、子育て支援活動計画の提出の免除について規定する必要がある。

第2項は、計画・実施・評価・改善のサイクルを構築するための規定である。また、市長は提出等に関する手続の規定を別に定め、計画が実行されてい

るかを確認するものとする。

第3項は、事業者等及び子育て支援機関による子育て支援施策の取組状況について毎年取りまとめ年次報告書を作成し、公表することを定める。

(認証・表彰)

第16条 市長は、事業者等による子育て支援のための雇用環境の整備が促進されるよう、子育て支援に積極的に取り組む事業者等の認証制度、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前条第1項の規定により子育て支援活動計画を提出した事業者等又は子育て支援機関で、子育て支援に関し積極的な活動を行っていると思われるものを公表し、又は表彰することができる。

【趣旨】

認証制度、表彰制度を実施することにより、事業者等の更なる雇用環境の整備促進を期待するものである。また、認証または表彰をすることにより、保護者等が子育て支援活動に積極的な事業者等の情報を得やすくすることを目的とする。

【解釈】

第1項は、事業者等の認証をすることで、子育て支援のための雇用環境整備を促進するとともに、子どもを育てる保護者等へ積極的印象を与え事業者等の発展を促すことを目的とする。

市は事業者等の認証について、基準等を別途規定する。基準は、関係法令で義務付けられている制度・措置を明定していること、子育て支援活動計画を内外に明らかにしていることなどの項目を含むものとする。

第2項は、子育て支援活動計画を提出した事業者等又は子育て支援機関の積極的活動を評価し認め、公表又は表彰することを規定している。積極的な活動とは、報告された子育て支援活動の状況、子育て支援の実施状況の公表等により、総合的に判断されることとする。また、第1項の認証を受けているものが望ましい。

(子育て支援を行っている事業者等への配慮)

第17条 市は、就業者のための子育て支援を行っていると思われる事業者等に対して、市の事業の実施に当たっては、別に定める基準に従い、優先的な取扱い等の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

事業者等に対し別に定める基準に従い、一定のメリットを講ずることで、子育て支援を推進することを目的とする。

【解釈】

子育て支援を行っていると思われる事業者等とは、前条に規定する認証又は表彰を受けた事業者等をいう。

優先的な取扱い等は、別に定める基準に従い、不公平感等において配慮するものとする。具体的には、市のホームページや印刷物等で事業者名の広告をする、認証事業者名簿等を大学等の就職支援担当に提供する、発注工事等において競争入札参加資格の認定における加点評価を行うこととする。

(財政上の措置)

第18条 市は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条では、子育て支援の推進に当たっては財政上の裏付けが必要であり、子育て支援施策の事業費のみでなく、市長が別に定める規則により補助金や手当等を支給する場合に必要な予算措置を講ずる旨を規定している。

【解釈】

市は、子どもは将来の担い手であることを理解し、女性がその子どもを産み育てることをあきらめることがないように、必要な子育て支援の推進において可能な限り予算措置することとする。ただし、積極的に手当等の支給をするものと解してはならず、子育て支援を推進するための有効性を重要視することとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年〇月〇日から施行する。

2 Y市子育て支援企業認証条例

グループメンバー (左から)

寄居町子育て支援課
埼玉県川口高等学校
埼玉県用地課
横瀬町いきいき町民課

菅谷 順吾
谷田 昇平
赤沼 知真
加藤 美智子



(1) 条例案の提案理由

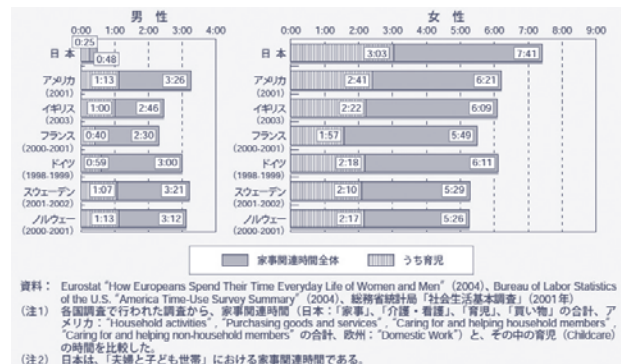
少子化問題に対して、現在、様々な対策が国や自治体によって行われている。しかしながら依然として少子化傾向は続いており、近い将来、労働力不足や社会保障負担の増大等、様々な社会問題を引き起こすことが懸念されている。特に、埼玉県では平成22年における合計特殊出生率（概数）が1.29と全国平均の1.39を下回っており、さらに深刻な状況にあるといえる。

また、少子化の進行により今後、埼玉県の人口は減少に転じると見込まれており、人口減少社会において、埼玉県の活力を維持するためには、新たな働き手として、女性の就業率向上が鍵と考えられる。

少子化の原因の一つとして、女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、女性が子育てと仕事を両立する環境が整えられていないことが挙げられる。

例えば、我が国では他の先進国と比べ男性の家事や育児への関与が少ない（右図参照）。これは、労働時間が長く、有給休暇や育児休暇の取得が難しいことが原因として考えられる。

6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間



出典：「平成18年版厚生労働白書」

特に、埼玉県では県外への通勤者の割合が高いため、通勤時間も長く、男性が家庭で過ごす時間が少ない。また、核家族世帯の割合が64.4%と全国2位の高さであり（平成17年 総務省「国政調査」）、祖父母などの協力を得ることが難しく、母親が1人で子育てを担わざるを得ない現状がある。

そのため、本県の女性の労働力率は出産・子育て期である30代前半に大きく落ち込むM字カーブを描いており、女性の長期就労継続が困難な状況にある。

また、勤務先や自宅近くの利用しやすい保育所が見つからないため、働きたいのに働けない女性が多い。自治体も保育所の受け入れ枠を拡大しているが、保育所の待機児童数は平成23年4月1日現

在1,186人にのぼっており（厚生労働省 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表）、行政だけでは需要に供給が追いつかないのが現状である。

そこで、企業に雇用されている労働者が大半である現状を踏まえ、企業に子育て支援を積極的に担ってもらうことが必要であると考えた。

企業内保育所の設置等を推進し、労働者の仕事と育児の両立を支援することで、男女ともに仕事と子育てを両立できるまちづくりが実現されたいと考える。

（2）条例の特徴

本条例の特徴は、①理念的な内容ではなく、実際に子育てをしやすい職場環境の整備を促進するよう実効性を持たせるとともに、県による企業内保育所設置費の補助はあるが、運営費については補助がない等の既存の制度の問題点を補充する内容になっていること ②子育て支援企業と認定された企業に対して、様々な特典を提供し、制度の活用を促進していること ③企業に対し、女性の雇用に関してだけでなく、男性の労働条件や働き方の見直しも積極的に求めていることが挙げられる。

（3）条例の内容（逐条解説）

Y市子育て支援企業認証条例

（目的）

第1条 この条例は、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう配慮する企業を市が認証し、社会的評価を向上させる仕組みを作ることで、労働者が子育てをしながら仕事を継続できる環境づくりを行う企業を支援し、もって子どもを安心して生み、育てられるまちづくりに資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、Y市子育て支援企業認証条例の目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となるものである。労働者の多数が企業に雇用

されている現状においては、子どもを安心して生み、育てられるY市をつくるにあたり、企業の積極的な貢献が求められる。そこで、Y市は、仕事と育児の両立がしやすい職場づくりに取り組む企業を積極的に支援することを明記し、企業の自主的な取組を促進することを目的にしている。

【解釈】

本条における「男女ともに仕事と子育てを両立できるよう配慮する企業」とは、この条例の第8条に定める認証基準を満たす企業をいう。育児休暇や有給休暇が取得しやすく、フレックスタイム制度やノー残業デーが制定され、その他設備面において従業員が子育てをしながら無理なく仕事を続けられる労働環境が整備されている企業を増やす。女性だけでなく、男性の労働環境も改善することで、男性の育児を容易にし、女性の就労及び仕事と生活の調和を図れるようにする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 次のア又はイのいずれかに該当する市内に所在する事業所をいう。
ア オフィス、工場、病院、学校等事業所
イ 工業団地、共同店舗ビル、駅前商店街など複数の企業による集合体
- (2) 子育て支援企業 第7条の規定により、市から認証を受けた企業をいう。
- (3) 従業員 雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者のことをいう。
- (4) 企業内保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、企業がその雇用する従業員の乳幼児を保育するために自ら設置する保育施設をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における「企業」、「子育て支援企業」、「従業員」及び「企業内保育所」の用語について定義したものである。

【解釈】

(第1号関係)

本号は、Y市が子育て支援企業として認証する企業について、その対象となる範囲を定めたものである。

(第2号関係)

本号は、本条例における子育て支援企業の定義を定めたものである。

(第3号関係)

本号は、本条例における従業員の定義を定めたものである。労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項において、有給休暇を取得できる労働者の条件と同様とし、いわゆる非正規労働者等でも一定時間以上勤務する場合には、フルタイムで勤務する労働者と同様の扱いとなることを規定している。

(第4号関係)

本号は、第8条第1号において、認証基準となる企業内保育所の定義を定めたものである。

(市の責務)

第3条 市は、企業の自主的かつ積極的な子育て支援を推進するため、認証制度に関する情報提供、啓発活動その他の必要な事業を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市が子育て支援企業認証に関する情報を市民に提供し、多くの企業の参加を促し、当該制度を普及させるための活動を行うよう定めている。

【解釈】

情報提供、啓発活動はこの条例を広く企業に周知するため、様々な媒体を用いて行うものとする。

(企業の責務)

第4条 企業は、男女が協力しながら子育てに取り組むことができる労働条件の整備が図れるようにするために雇用環境の整備に関する計画(以下「行動計画」という。)として、次のいずれか複数の内容を盛り込んだものを、期間及び数値目標を定めた上で提出するよう努めなければならない。

- (1) 男性の育児休業取得促進に関すること。
- (2) 産休育休後の継続就業の促進に関すること。
- (3) 結婚・出産の支援に関すること。
- (4) 支援制度の普及啓発に関すること。
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

2 企業は、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は企業が、従業員の働きやすい職場環境をつくるための努力義務を規定している。制度として子育てしやすい労働環境を企業に自発的に整備してもらうことで、子育てをしながらの労働を容易にする。

【解釈】

(第1項関係)

行動計画には、最低2つ以上の項目に関し、具体的に記載する。

(第2項関係)

「市が実施する子ども・子育て支援に関する施策」とは、Y市が取り組むその他すべての子ども・子育て支援施策である。

(従業員の責務)

第5条 従業員は、仕事と育児が両立しやすい職場環境づくりに自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 従業員は、企業が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

【趣旨・解釈】

本条は、この条例の目的を達するために、従業員自身も働き方の見直しを行い、仕事と子育てを両立

できる環境づくりに協力する義務を有することを定めている。長時間残業を良いことであるというような意識を改める等、子育てをしている従業員が働きやすい雰囲気づくりに努める義務を規定している。

(申請)

第6条 子育て支援企業の認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、必要な書類を添えて市長に申請書を提出しなければならない。

【趣旨】

企業が子育て支援企業として認証を受けるために行わなければならない申請手続を定めている。

【解釈】

申請書は、規則で定める指定の様式及び関係書類によるものとする。

(認証)

第7条 前条の申請を受けた市長は、次条の認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を子育て支援企業として認証するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ実地調査を実施することができる。

2 市長は、前項の規定により認証した場合は、申請者にその旨を通知して子育て支援企業認証書を交付する。

3 認証の期間は、認証した日から起算して1年間とする。

【趣旨】

企業が申請し、市長が企業を「子育て支援企業」として認証する場合に、市長が行わなければならない内容を規定している。「必要に応じて実地調査を実施する」とは、申請した内容が実際に実行されているかを確認する必要がある場合等のほか、市長が特に必要と判断した場合に、実地調査を行うことができるということである。

また、子育て支援企業認証書を交付することにより、企業のイメージアップを図るというインセンティブを与えることを目的としている。

第4条第1項における行動計画を、認証企業に対し定期的に見直させることで、本条例の趣旨が形骸化しないよう1年ごとの申請とする。

【解釈】

(第1項関係)

実地調査を実施する場合、申請者は求めに応じて必要資料等を提出しなければならない。また、認証基準を満たしていないと判断した場合、市長はその理由を説明し、申請内容を変更するよう勧告をするものとする。

(認証基準)

第8条 認証基準は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 定員が5名以上の企業内保育所を設置していること。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の基準を満たす育児休業制度、育児のための所定外労働の制限、育児のための所定労働時間の短縮措置及び子の看護休暇制度を就業規則又は労働協約に規定していること。
- (3) 第4条第1項に規定する行動計画を提出していること。

【趣旨】

待機児童の増加や、通勤しながらの保育施設の利用が困難な状況を背景に、企業内保育所を設置することなどにより、子育て中の従業員の負担を減らすことを目的としている。

【解釈】

本条は、子育て支援企業として認証されるための基準を示したものである。県の企業内保育所設置費等補助対象が原則定員5人以上としていることから、その運営費を支給する基準についても5人以上とする。また、従業員の子どもだけでなく、市内に居住する他企業従業員の子どもを受け入れることも可能とする。

(子育て支援企業に対する支援)

第9条 市長は、子育て支援企業として認証を受けた企業に対し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 企業概要について、広く周知を図ること。
- (2) 市発注の競争入札参加資格審査における社会点の審査項目において評価(加点)すること。
- (3) 企業内保育所に係る運営費について、予算の範囲内において別に定めるところにより補助金を交付すること。
- (4) 特に子育て支援の推進に寄与した企業の表彰をすること。

【趣旨】

企業が申請し、市長が企業を子育て支援企業として認証する場合に、市長が行わなければならない内容を規定している。

【解釈】

(第1号関係)

本号は、市ホームページ等に企業の活動状況や採用情報等の企業概要を無償で掲載するなど、優遇措置を図ることを規定している。

(第4号関係)

子育て支援の推進に寄与した企業の表彰基準等については、別途定めるものとする。

(変更及び認証の辞退の届出)

第10条 子育て支援企業は、申請内容に変更があった場合、若しくは、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、規則に定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

【趣旨】

企業が認証の変更や辞退をする場合、届出によるものと定めている。

【解釈】

「申請内容に変更があった場合」とは、社名や住所、その他申請した内容に関して変更があった場合である。

(認証の取消し)

第11条 市長は、子育て支援企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは子育て支援企業の認証を取り消すことができる。

【趣旨】

市長が子育て支援企業の認証を取り消すことができることを規定している。

【解釈】

法令とは、法律、政令、省令等の国法と県及びY市の条例のほか、これら国法及び条例の規定により委任されている規則等を含むものである。

認証を取り消す場合、その理由を記載し、企業に通知するものとする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解釈】

その他、必要な事項が生じた場合は別に定めることを規定している。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考文献

- ◎ 山田昌広『少子社会日本－もうひとつの格差のゆくえ』、岩波新書、2007年

3 K市子どもの虐待ゼロのまちづくり条例

グループメンバー（左から）

坂戸市農業振興課
志木市政策推進課
埼玉県北部地域振興センター
加須市子育て支援課

友野 敦代
伊藤 久峰子
出浦 尚明
藤倉 弘之



(1) 条例案の提案理由

「全国の児童相談所が2010年度に受けた虐待の相談、通報件数が5万件を突破した。」メンバーが今年10月のとある新聞記事を持ち込んだ。

記事は、読む側の関心や感度によって、深く心に刻まれることもあれば、多くのニュースに埋もれ、看過されてしまうこともあるだろう。

しかし、虐待相談一件一件の背景には、子どもたちの深い悲しみや、軽々には推量できない当事者の苦しみが、確かに事実として存在している。

もっと身近に捉えてみる。2010年度、埼玉県における虐待相談受付件数は、3,449件。10年前の実に2倍を超えている。あなたの住むまちで、身近で子ども虐待は起きている。

子どもたちの悲しみ、救いへの願いを思えば、「数件ぐらいはやむを得ない」などと絶対に思えない。「子どもの虐待を“ゼロ”にしたい」。この強い思いを条例名に込め、すべての子どもたちの幸せな育ちを願って、メンバー一同、熱く条例案作成に取り組んだ。

(2) 条例の特徴

条例案作成に当たっては、市民に「関心をもってほしい」「見てほしい」「読んでほしい」というところからスタートした。全ての市民が一丸となって「虐待ゼロ」のまちづくりを進めていこうという「市民の条例」であり、市民に影響を与えることができなければ意味がない。

子どもの虐待ゼロのまちづくり条例

私たちが
条例作成に托したこと

- ×読みたくなる条例
- ×知りたくなる内容
- ×行動したくなる条例

全文「です・ます」調にして読みやすくした。また、最も大切な「市民の心を掴む」ため、まず、「前文」に想いを込めた。実際の条例案策定過程には、十分な市民参加プロセスや思いの共有が重要だが、それでも全ての市民が参加できるとは限らない。

そこで、市民に「前文」を読んでいただくだけで、毎年80件以上の虐待相談があるK市の実情（立法事実）を直感的に理解できるようにした。

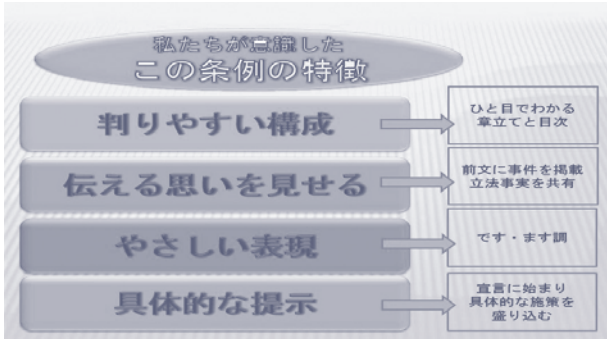
また、民間団体が呼びかけ、官民協働の取組として全国的な広がりを見せている「オレンジリボン運動」のきっかけとなったエピソード等を盛り込み、虐待を受けている子どもの悲しみを想像するよう、全ての市民に呼びかけている。

「前文」を読んだ全ての市民が、「虐待ゼロ」への願いを共有できるよう、また、「虐待ゼロ」のために心を動かし、我が事として「行動したくなる」ように努めた。

そして、行政が一方的に行う事を表すだけでなく「自分に何ができるのか」を「知りたくなる」条例案になるよう工夫した。

一部の関係者や専門家だけではなく、特別な知識

や経験がなくても、誰もが「虐待ゼロ」のまちづくりに想いを寄せ、様々な度合いで行動に参加できるよう具体的方法を記し、市民の力で実効性が高まるような条例案とした。



研究会は8月の初日から10月の最終日まで、併せて3日間という短期間であった。今回の条例案作成では、多忙な日常業務の合間にインターネットを活用して資料収集を行った。全国の先進自治体の例規等の注目箇所を参考にし、あくまでも「研修」として作成したものであることをご了承いただければと思う。

ただ、自治人材開発センター担当者の「政策法務の視点を活用した政策形成研修を意図した。」という言葉どおり、メンバーとして想いを一つにして「子ども虐待」という課題に向き合い、自治体職員、住民、当事者、関係機関、議員等様々な立場で条例案を検討する過程で、多くのものを学び合えたと感じている。

最後に、親身にご指導くださった出石 稔先生に心より感謝を申し上げます。

(3) 条例の内容 (逐条解説)

K市子どもの虐待ゼロのまちづくり条例

～子育て家族が住みやすいまちを目指します～

(前文)

2004年、3歳と4歳の可愛らしい兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受け、いったんは保護されながら、適切な措置が取られなかったために、再び暴行を受け、息も絶え絶えの状態です。橋の上から川に投げ込まれ、その幼い命が奪われるという痛ましい事件が起こりました。翌年、地元の民間団体が、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込め、子ども虐待防止を目指して始めたのが「オレンジリボン運動」だと言われています。

埼玉県でも、2歳と4歳の幼い命が虐待により奪われています。本市でも、毎年80件を超える児童虐待相談があります。どうか想像してください。子ども虐待は、決してよそ事ではないのです。

子どもは将来の社会を担う大切な宝です。そして、一人の人間としてその権利が尊重され、保障されなければなりません。

今日、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などの進行が、子どもを育てる保護者の孤立感、負担感の増大を招いています。

そうした中、子ども虐待を発見したり、防止するためには、地域の助け合いの気持ちや具体的な行動が大きな力となります。

私たちは、子どもの幸せを第一に考え、保護者の第一義的責任の下、全ての市民が一丸となって温かく子育て家庭を支援しながら、「子どもの虐待ゼロのまちづくり」を推進するため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、まず、虐待により幼い兄弟の命が奪われるという大変痛ましい事件に触れ、児童虐待相談を巡る本市の実情に目を向けて、身近で虐げられている子どもの存在や、悲しみを想像するよう呼びか

けています。

私たち市民一人ひとりが、子ども虐待が決してよそ事ではなく、自分たちの問題であることを深く認識し、「子どもの虐待をゼロにしよう」という願いを共有することが、行動するための第一歩であることを記しています。

そして、子育てしづらい社会状況となる中、極めて重大な人権侵害である子ども虐待の早期発見・防止のためには、地域の助け合いの気持ちと子育て家庭への温かい支援が大切であること、市民が一丸となって子ども虐待ゼロのまちづくりを推進する必要があることを記しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本的な考え方、市、市民、保護者及び関係機関等の責任並びに虐待の予防及び早期発見等に関し必要な事項を定め、子どもの健やかな成長、発達に寄与することを目的とします。

【解説】

K市では、家族のなかで子どもが安全、安心に生活できるよう、市や市民から保護されるような環境を整えるものです。

また、子どもが虐待されている可能性がある場合、早期に発見しなければならないため、必要な事項を定め、子どもが健やかに成長、発達できるようにしなければなりません。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」といいます。）

第2条に規定する児童をいいます。

(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいいます。

(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいいます。

す。

(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいいます。

(5) 通告機関 市及び児童相談所をいいます。

【解説】

法第2条に規定する「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいいます。

① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

5号の通告機関は、市の子育て支援担当課、子ども家庭児童相談室、県の児童相談所となります。

(基本的な考え方)

第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決して虐待を許してはなりません。

- 2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に考慮しなければなりません。
- 3 何人も、次代を担うすべての子ども一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、子どもが健やかに成長することができる社会の形成に努めなくてはなりません。

【解説】

虐待は、子どもの身体、精神の成長を阻害し、悪影響を及ぼすため、誰もが子どもに対して虐待をすること、虐待を見逃すことを許してはなりません。

- 2 子どもの幸せを最大限に考え、子どもを虐待から守る必要があります。
- 3 誰もが、子どもの幸せを願い、子どもが暮らしやすい、明るい社会で成長できるよう、育てられるようにしなければなりません。

(市の責任)

- 第4条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先するものとします。
- 2 市は、市民及び関係機関等と連携して虐待を未然に防止するため子育て支援施策を充実するとともに必要な体制の整備に努めるものとします。
 - 3 市は、虐待を未然に防止するため、関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとします。
 - 4 市は、虐待の早期発見、未然防止、子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図り、人材の育成に努めるものとします。
 - 5 市は子どもを虐待から守るために、子どもの人権、虐待予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務及び通告先について必要な広報及び啓発活動を行うものとします。
 - 6 市は、市民が行う子どもの虐待防止に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

- 1 市は、虐待を受けた子どもに対し、子どもを確保し、身体の安全を守ります。
- 2 子育ての悩みやストレスを抱えたり、孤立化してしまうことのないよう、子育て支援担当課だけでなく、こども家庭児童相談室や子育て支援センター、あるいは女性相談などの相談機関が連携して課題を抱えた家庭をサポートする体制を整備します。
- 3 保健センターや健康づくり支援課では、母子保健推進員や児童委員などと連携して、出生届のあった家庭を訪問しています。発育を確認し、母親や父親などの養育者が抱える問題を聞き取り、育児や発育の情報や知識を伝え、相談に応じます。
- 4 市は、虐待の早期発見、予防、虐待を受けた子どもの保護、支援に関わる職員の人材の確保、育成に努めます。
- 5 市は、虐待が子どもに及ぼす悪影響や虐待防止のための支援策等を広く市民に広報・啓発していきます。
- 6 市は、虐待防止のために活動する市民に対して様々な支援をしていきます。

(市民の責任)

- 第5条 市民は、虐待を防止するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければなりません。
- 2 市民は虐待を受けた子ども及び虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、直ちに、通告機関に通告しなければなりません。
 - 3 市民は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければなりません。

【解説】

- 1 市民は、市が行う虐待に対する施策及び虐待に関して措置を講じる関係機関等の取組に対し、積極的に協力し、虐待を受けた児童に対し援助しなければなりません。
- 2 市民は、虐待を受けた児童、虐待を受けたと思

われる児童を発見した場合、通告機関へ知らせなければなりません。

(保護者の責任)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはなりません。子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、必要な教育を受けさせなければなりません。

4 保護者は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力しなければなりません。

【解説】

児童の権利に関する条約でも、子育ての第一義的な責任は保護者にあるとされています。これは、子どもがより良く成長するためには、家庭の役割が非常に大きいことを確認しているもので、改めて子育てにおける家庭の役割について保護者が自覚する必要があります。

2 保護者は虐待を受けた子どもはどのような悪影響があるかを理解し、虐待から守ることが大切です。子どもが自ら考え、豊かに育つためには健全な養育が大切であると考えます。

3 保護者は子どもに対して有害な行為をしてはならず、有害な情報から守らなくてはなりません。子どもは、自分の年齢や発達に応じ、必要な情報を得ることで、必要な知識を学び、成長します。また、「学ぶこと」は、成長及び発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない権利です。多様な教育と学習の機会が与えられ、学ぶことで、考える力を育み、豊かに育つことができます。

(関係機関等の責任)

第7条 関係機関等は、虐待を防止するように努めなければなりません。

2 関係機関等は、虐待を受けた子ども及び虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、直ちに、通告機関に通告しなければなりません。

3 関係機関等は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するように努めなければなりません。

4 関係機関等は、一時保護の解除又は施設の退所により子どもが地域に戻ってきたときは、安心して、かつ、安全に生活できるように支援し、見守るよう努めなければなりません。

5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合には、教育を受けられるよう必要な支援を行うものとします。

【解説】

1 関係機関等とは、第2条第4号に規定する機関をいいます。関係機関等は、虐待防止に施策を講じ、防止しなければなりません。

2 関係機関等が虐待をされた子ども又は虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合は市の子育て支援担当課、子ども家庭児童相談室、児童相談所に通告しなければなりません。

3 虐待の問題を解決していくには、各人、各機関だけでは限界があります。関係機関等は、通告機関と相互に協力、連携し、通告機関から情報提供を求められたときは積極的に応じなければなりません。

4 いったん子どもが施設入所したり、家族の状況が落ち着いた後も虐待は繰り返されることが多いため、子どもが家庭復帰したり、在宅で指導していく場合は、引き続き関係機関等の見守りや協力が必要です。

5 学校等の教育機関は誰でも平等に教育を受けられるように環境を整えなければなりません。また、虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、状況把握、関係機関等との連携、子どもや家族に対す

る助言、指導などを行わなければなりません。

第2章 子どもの虐待ゼロ宣言

(子どもの虐待ゼロ宣言)

第8条 市民は、本市の未来を託す子どもが健やかに生まれ育つことができるように、保護者や家庭の子育て力の向上、地域社会が子育て家庭を十分に支えていく仕組みに協働で参画し、子どもを虐待から守るため、すべての市民が一丸となって地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、別表1のとおり、「K市子どもの虐待ゼロ宣言」を掲げます。

別表1

K市子どもの虐待ゼロ宣言

- 一、私たちK市民は、子どもの虐待をしません。
- 一、私たちK市民は、子どもの虐待を見逃しません。
- 一、私たちK市民は、子どもの虐待を許しません。

【解説】

K市においては、市民のきめ細やかな見守りの目線で、虐待防止のための環境づくりに取り組みます。

一、私たちK市民は、子どもの虐待をしません。

市民自らが、まず「虐待をしない」と確固たる態度で宣言することにより、率先して責任を持って「子どもの虐待ゼロのまちづくり」に取り組むことを表しています。

一、私たちK市民は、子どもの虐待を見逃しません。

市民が子どもの虐待の兆候を見落としがために、後になって尊い幼い命が奪われる事件が後を絶ちません。虐待された子どもの心の傷は深く、成長・発達・人格形成に重大な影響を与えます。虐待をなくすためには、関係機関等の連携のみでは、防止できません。地域社会の人たちによるきめ細やかな温かい見守りが、通報しやすい環境を整え、早期発見、早期通告へとつながります。

一、私たちK市民は、子どもの虐待を許しません。

虐待をしている人、虐待をされている人、虐待を

見逃している人、虐待を許している人を知っていて、見て、見ぬふりをするのは、決して許されないことです。他人事ではなく、勇気を出して行動することです。早期発見・早期通告が一人の、ひいてはたくさんの尊い幼い命を救うことにつながります。虐待をしている人、虐待を見逃している人を許さないという確固たる意志を表しています。

第3章 基本的施策

(早期発見等)

第9条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見できるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとします。

2 市、市民及び関係機関等は、虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、虐待の早期発見に努めなければなりません。

【解説】

虐待されていることが疑われる子どもを発見したときに、子どもの命に関わることを自覚し、ためらいなく通告できるよう、通告者となる市民が身の安全について心配なく通告機関に通告できる体制を整備する必要があります。

1 児童虐待を根絶しようと活動する市民や団体、子どもを取り巻く地縁団体などと協力体制を整備し、誰もが児童虐待を許さない、見逃さないという意識を啓発していきます。

2 通告しようとする人が、迷わず相談できるよう、市や児童相談所の通告を受ける窓口を明確にお知らせするとともに、身近な相談者としての民生委員・児童委員や相談機関などと協力して、守秘義務に努め、通告への対応を迅速に行います。本項は、児童虐待防止法に基づき、こども家庭児童相談室、児童相談所に通告しなければならないことを定めています。この規定は、児童虐待防止法第6条等の考え方を基本としています。

(通告及び相談に係る対応等)

第10条 市は、虐待に係る通告及び相談に、24時間応じることができる体制を整備しなければなりません。

2 市長は、虐待を受けた子ども及び虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければなりません。虐待に係る相談があった場合についても同様とします。

3 市は、通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講じ、通告をした者の秘密が守られることを広く市民に周知します。

4 市は、地域住民、学校の教職員、保育所の職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとします。

【解説】

貴重な通告者からの通告に対し、被害状況を即座に確認し、子の安全を確保するなどの方策を迅速に講じることが大切です。さらに、通告者の安全にも配慮し、関係する機関に対しても慎重な対応とともに、協力を要請する必要があります。

1 虐待の被害を被る子の安全を確保するためには、通告や相談に即座に応じられるよう24時間の体制で臨みます。

2 前項の通告を受け、被害児童等の安全を確認するなどの初動体制を迅速に確保します。

3 通告者の勇気ある行動に対して、通告者が風評などの被害を被ることのないよう通告者が特定されないよう配慮して対応します。また、誰もが通告行為に不安を抱かないよう、守秘義務への十分な配慮があることを周知します。

4 通告を受け、状況把握や子の安全確認などのため、必要に応じて地域住民や関係機関に協力を依頼します。

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長及び発達を促進するために、適切な保護及び支援を行うよう努めるものとします。

【解説】

虐待を発見し、通告を受けた後は、虐待を行っていた保護者から適正に確保するなど、子を保護し、健全な養育環境を整えていく必要があります。

児童相談所や保健所、警察などと連携し、子どもを保護し、児童福祉施設などの安全な環境を整え、安心して教育を受けることができ、健やかな情操を育むことができるよう適切な支援を行っていきます。

(虐待を受けた子どもの保育所への入所)

第12条 市長は、保育所の入所者を選考する場合において、虐待を受けている子どもを優先的に保育所の入所者として決定することができます。

【解説】

虐待を受けて育った子どもが、心身に受けた痛手を少しでも早く癒し、健やかな成長に向かうことができるよう、あらゆる側面から切れ目のない支援を行っていく必要があります。

虐待を受けた子どもの保育所の利用が必要と判断される場合は、優先的に保育所への入所を決定することとし、健全な養育支援が早急に行われるよう十分な配慮を行うものとします。

(虐待を受けた子どもの教育支援)

第13条 市は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるように必要な施策を講じなければなりません。

【解説】

虐待を受けた子どもに対し、年齢に応じて教育的な配慮を継続的に維持できるよう施策を講じていきます。

(虐待を行った保護者に対する指導)

第14条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導を行うものとしします。

【解説】

虐待は、受けた子どもはもちろん、虐待をした親などの子の保護者にも大きな心の傷を残します。子どもの安全と心の成長に配慮して、一旦は保護施設に入所した場合でも、いずれは改善された健全な家庭環境を取り戻し、良好に生活ができるよう支援をしていくことが必要となります。そのため、虐待を行った保護者が抱える問題を発見し、家庭環境の再構築に向けた指導を行っていきます。

第4章 協働体制の整備

(子ども虐待防止サポーター)

第15条 市長は、地域で子どもを虐待から守るための取組を促進するため、市と共に子ども虐待のないまちを目指すことを宣言した者を「子ども虐待防止サポーター」に任命し、任命書を交付することができます。

【解説】

虐待をなくすためには、全ての市民が心をついに、一丸となって虐待の防止に取り組むことが必要です。

市は、虐待の早期発見及び未然防止並びに虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な保護及び支援に取り組めますが、その責任を全うするためには、関係機関等のもとより、子どもから大人まで広く一般市民による協力が不可欠です。

市は、「オレンジリボン運動」等、市民が行う子ども虐待防止に関する活動を支援します。そして、市は、活動団体や活動に賛同する事業者と協働し、市民に対し、あらゆる機会をとらえて、子ども虐待防止啓発のための小冊子と共に「子ども虐待防止サポーター宣言」用紙を配布します。

「宣言」は、「K市子どもの虐待ゼロ宣言」を理解

し、虐待を自分たちの問題として共有し、市民が一丸となって虐待のないまちを目指すことを宣言するものです。

宣言は、市民を代表して市長がお受けし、宣言をした者であれば、誰もが「子ども虐待防止サポーター」に任命され、任命書の交付を受けることができます。特別な知識や経験がなくても、誰もが「子どもの虐待ゼロのまちづくり」に参加できます。

(子どもを虐待から守る家)

第16条 市長は、地域で子どもを虐待から守るための取組を促進するため、市内に居住する者であって、次に掲げる事業について協力が得られる者（以下「協力者」といいます。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができます。

(1) 子どもからの相談に応ずること。

(2) 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行うものとしします。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければなりません。

4 市長は、前2項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければなりません。

5 市長は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければなりません。

6 協力者は、市又は第三者から知り得た個人情報に対し守秘義務を負うとともに、個人情報の保護に十分に配慮しなければなりません。協力者でなくなった後も同様とします。

【解説】

1 市長は、協力が得られる市民の申請に基づき、その居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができます。役割は、(1) 子どもからの

相談に応ずること（２）子どもに一時的な避難場所を提供することとしていますが、あわせて、①必要に応じて、市子育て支援担当課へ情報提供する ②緊急を要すると判断される場合は、警察及び児童相談所に通告することをお願いしています。

２・３ 協力者の居宅には、子どもにも「子どもを虐待から守る家」であることがわかるよう、玄関先などの見やすい位置に指定マークを表示していただきます。指定マークを表示していただくことで、虐待防止の啓発効果も期待しています。

４ 市長は、学校を通じてなど、あらゆる機会をとらえて、「子どもを虐待から守る家」の場所を周知します。

５ 児童相談所等と連携し、協力用務への対応方法や危機管理などの研修を実施します。また、安全確保のため、事前に警察署等へ協力を依頼し、連携して虐待防止が図られるよう努めます。

６ 協力者の守秘義務を規定しています。

（子ども虐待予防地域協力員）

第17条 市長は、虐待の早期発見、早期通告又は相談、見守りや広報協力の活動を担うことを目的に、児童委員、主任児童委員、児童福祉施設の職員、児童養護施設の職員、家庭児童相談員又は子育て支援活動を行う市民ボランティア等であって、次に掲げる活動について協力が得られるものを「子ども虐待予防地域協力員」（以下「協力員」といいます。）として養成、登録し、地域連絡網を整備することができます。

- (1) 地域における虐待の発見と通告機関への通告又は相談
- (2) 支援を要する児童及び家庭の、児童委員へのつなぎ、見守り
- (3) 市等の虐待防止に関する広報の協力

２ 市長は、協力員の安全の確保に十分に配慮しなければなりません。

３ 協力員は、市又は第三者から知り得た個人情報に対し、守秘義務を負うとともに、個人情報の保

護に十分に配慮しなければなりません。協力員でなくなった後も同様とします。

【解説】

虐待をなくすためには、全ての市民が心をつなぎ、一丸となって防止に取り組むことが必要です。

特に、虐待に係る通告、相談及び援助を円滑に進めるためには、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、家庭児童相談員等、子どもの福祉に関係する方や、子どもの保護、育成に熱意あるボランティアの方などに虐待予防への協力をお願いすることが不可欠です。その活動により虐待の未然防止につながるとともに、協力員による地域に密着したきめ細かな連絡網を整備し、虐待をキャッチするアンテナとして機能させていくことで、地域からの通告がなされやすい環境づくりをすることが大切です。

１ 市長は、（１）虐待の発見、通告（２）支援を要する児童及び家庭の児童委員へのつなぎ（３）虐待防止に関する広報等への協力が得られる方に、研修を実施して、「子ども虐待予防地域協力員」として登録し、地域連絡網を整備します。

２ 児童相談所等と連携し、協力用務への対応方法や危機管理についての研修を実施します。また、安全確保のため、事前に警察署等へ協力を依頼し、連携して虐待防止が図られるよう努めます。

３ 協力員の守秘義務を規定しています。

（親子のきずな見守り隊）

第18条 市は、地域における子育て家庭の支援と虐待の発生予防に資するため、「親子のきずな見守り隊」（以下「見守り隊」といいます。）を設置します。

２ 見守り隊の隊員は、次の活動を行うものとします。

- (1) 未就学児のいる世帯への親子見守り訪問
- (2) 虐待防止に係る啓発活動

３ 見守り隊の隊員は、前条第１項に規定する協力員で、市が実施する「隊員養成講座」を修了した者の中から市長が任命します。

4 任期は2年とし、継続の条件として前項の養成講座を再受講するものとします。

【解説】

虐待は、早期発見が大切である以上に、発生する前に予防できることが重要であり、そのための仕組みづくりを進めていく必要があります。

- 1 市は、「親子のきずな見守り隊」を設置し、子どもを虐待から守るとともに、追い詰められた状況から保護者を救う、子育て家庭支援に取り組みます。
- 2 訪問型子育て支援（ホームスタート）のノウハウを持つNPOと連携し、研修を受けた見守り隊隊員が、虐待は発生していないが、ストレスが高い家庭等を訪問し、相談事などを受け止める「傾聴」や、育児や家事を一緒に行う「協働」等の活動をします。
- 3 見守り隊隊員は、「子ども虐待予防地域協力員」の中で、「隊員養成講座」を修了した者の中から市長が任命します。
- 4 子育て家庭支援の質を維持するための研修講座を受講していただきます。

（子ども虐待防止推進デー）

第19条 子ども虐待防止推進デーは、毎月24日（ツーホーデー）とし、子どもを虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求める事業を実施します。

【解説】

市は、市民に分かりやすい24時間365日体制で虐待の通告、相談を受け付ける「子ども虐待ホットライン」や「子ども虐待メール相談」を設置し、毎月24日に、マスコミ等あらゆる媒体を活用して、ホットライン等の周知や子ども虐待防止のための啓発を行います。

（子ども虐待防止推進月間）

第20条 子どもを虐待から守り、市民に虐待の防止等への理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止推進月間とします。

【解説】

市は、11月を特に子ども虐待防止の啓発を中心

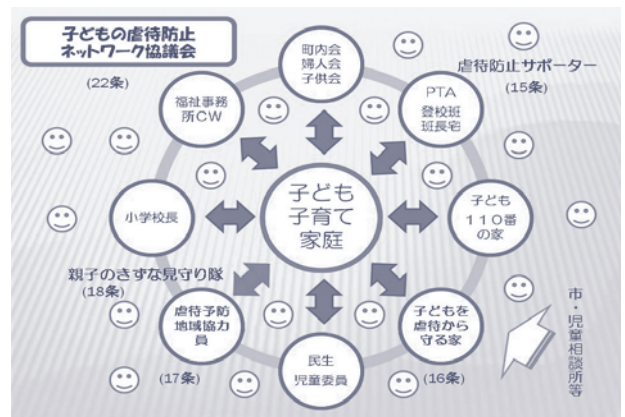
に行う月間と定め、子ども虐待防止推進のための各種啓発事業を実施します。

（虐待の状況等の公表）

第21条 市長は、毎年度、市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組の状況を公表しなければなりません。

【解説】

毎年度、虐待を巡る本市の実情に目を向けて、私たち市民一人ひとりが、虐待が決してよそ事ではなく、自分たちの問題であることを深く認識し、共有する機会とし、新たに必要な対策を講じるための基礎データとします。



第5章 子どもの虐待防止ネットワーク協議会

（子どもの健全育成のための地域のセーフティネット）

第22条 前章の施策を遂行するため、町内会や婦人会、PTAなどの地域団体のすべてが、子どもの安全で健全な成長を支援するため、子どもの虐待防止ネットワーク協議会（以下「協議会」といいます。）の一員として協力するものとします。

2 協議会の活動により知り得た情報については、協議会の活動においてのみ活用し、全ての情報に守秘義務を負うものとします。

3 協議会に属する団体は、別表2に掲げるものとします。

別表2

- (1) 町内会
- (2) 婦人会
- (3) 子供会
- (4) P T A
- (5) 登校班班長宅
- (6) 子ども110番の家
- (7) 子どもを虐待から守る家
- (8) 民生・児童委員
- (9) 子ども虐待予防地域協力員
- (10) 小学校長
- (11) 福祉事務所
- (12) その他市長が必要と認めるもの

第6章 検証

(検証)

第23条 市は、この条例に定めたすべての関係機関等の行う施策等について、調査研究及び検証を行うものとします。

2 この条例の施行後3年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとします。

【解説】

1 市は、関係機関等が行う虐待の防止等のために必要な施策等についての調査研究及び検証を行うものとします。

2 条例の施行状況を勘案するとともに、法の改正や社会情勢の変化に適應するため、3年ごとに条例の内容を見直し、必要に応じて改善の措置を行うものとします。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

この条例により定められた諸施策について、実効性を高め、確実に児童虐待を根絶するため、条例の施行に関して必要な事項については、別に定めることとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

